

第三節 高等師範学校附属から再独立へ

明治二十六年六月二十八日、勅令第六十二号の発令により東京音楽学校は同年九月十一日から高等師範学校附属音楽学校となることが決定する。約五年半にわたる附属時代の始まりである。

朕東京音楽学校ヲ高等師範学校附属トシ及高等商業学校附属主計學校ヲ廢止スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十六年六月二十八日 文部大臣 井上 毅

勅令第六十二號

第一條 東京音楽學校ヲ改メテ高等師範學校付屬音楽學校トシ高等師範學校ニ附屬セシム

第二條 〔略〕

第三條 本令ハ明治二十六年九月十一日ヨリ施行ス

〔官報〕二九九九号、明治二十六年六月二十九日

三年ほど前に起った学校存廢論の荒波をようやく乗り越えた音楽学校であったが、明治政府の朝鮮進出への野心が高まり、すでに日清戦争の遠鳴りの聞え始めていたこの時代に独立した官立学校として存続することは許されなかった。東京音楽学校は、明治二十四年五月二十四日に退官した伊澤校長のあとを受けた村岡校長によって、内容の充実が計られ

ていた最中であつた。同年七月の卒業式における村岡校長の熱のこもつた演説はすでに見たとおりである。この演説について『教育時論』はこう記している。「博士の演説中、来る九月より、東京音楽学校を廢して、高等師範学校の附属とせらるべき旨の勅令に對しては、世間にて、種々噂を爲す者あり。或は、現文部大臣は、非常に實業教育に熱心なるが故に、音楽を以て泰平の贅澤物と思惟せるより、音楽學校を廢して、高等師範學校の附属となしたるならん杯と、思ふものもあるべけれど、余の考にては、決して然らず。文部大臣が、噂の如く實業に熱心なるにも拘はらず、經費節減の爲めには、實業に、直接の關係ある高等商業學校附属主計學校をも廢しながら、音楽學校は、之を廢せずして、高等師範學校の附属となしたるが如きは、井上文部の音楽の價値を重せらるゝこと知るべきなり云々と云はれたるが如き、言外の餘意窺ひ得て氣の毒なりと言ふべく。」(『教育時論』第二九七号、明治二十六年七月、三十三頁)

附属時代を迎えるとともに、校長は高等師範学校校長嘉納治五郎となり、上原六四郎が主事の任にあつた。「音楽學校高等師範學校附属となる」の記事で、『教育時論』は「音楽を一の美術として、美術學校に合併し、以て經費を節減するのは議は、時々耳にせる處なりしが、圖らざりき、今回高等師範學校の附属となれり。若し、音楽を教育上の一要素とし、小學校唱歌の根原的矯正を圖るにありとすれば、此度の改正も一理なきにあらざるなり」(第三九六号、明治二十六年七月、三十二頁)と伝えているが、世間一般の反応はともかく、音楽関係者はほぼ一様に、この出来事に落胆し、あるいは憤慨し、あるいは奮起して、音楽學校の意義を主張し、改善策を提案するとともに、再独立を求めたのであつた。しかしともかくも音楽學校は廢止されたわけではなかつた。芸術音楽への夢を託された奏樂堂も鳴り止んでしまつたわけではない。ただし、音楽學校が教育のための音楽を司る機関としてかろうじて存続が認められた以上、音楽學校としても、教育者、それも唱歌教師の養成に主眼を置かざるをえなくなる。富国強兵のこの時勢にあつて、芸術音楽を育てる

べき土壌が国家政策によつて準備されることなど、とうてい考えられない状態だったのであらう。

東京音楽学校が高等師範学校附属となつた当初の反響をその頃の雑誌記事から捜しておこう。まず七月の『音楽雑誌』の巻頭文である。音楽学校が附属となつたことがいかにわが国の音楽の発展に手痛い打撃を与えるものであるかを述べ、今回の決定を深刻に受けとめている。

東京音楽学校

想ひ起せば明治八年⁽¹⁾の頃、音楽取調掛が文部省内に設置せられてより、本邦の音楽上に一大變遷を來たし、音楽界爲に競争場裡と化し去りぬ、爾來新音樂の熱度高く、新樂器新歌曲が、從來の本邦音樂とは消極的の地位に立てり。

音樂は人生の感情に隨伴して、其感情を發表するものなるに係はず、俗樂は獨り依然として舊來の儘、單音的なる簡單の未開時代に蟄居し、剩さへ其歌詞に至ては卑猥下賤の感情を發するのみ也、取調所の任は之を改め、眞正の音樂をして人世の發達に隨伴し、一般に普及發達せしめんが爲には、材料を泰西に輸入し、彼の樂理に訴へて曲譜を作り、本邦の歌詞を配合したり、此が結果は先づ小學唱歌集となりて、將來に於ける多數國民の腦裡を見舞ひたり、此新音樂は茫漠たる原野に孤立投棄せられたるに拘はらず、幾ばくならずして、國民の歡迎を受けたるは照々たる事實なり、夫れこの事業此改良策が、茲に至れる所以の者は、在來の音樂より數等遙かに得る所あるが故なるのみ。

既にして音楽取調所が、此進歩と共に進化して、音楽學校となり、音楽上の大學校となれり、東京音楽學校は其事業として採りし

方針は、専ら本邦樂を改良し、正樂を發達普及せしめんが爲め、銳意學生を養成したり、又た音樂會を開きたり、音樂書の編纂をなせり、夫れ此くの如く東京音楽學校が、本邦樂改良の點には務めつゝ來りたると雖も、無形なる感情的のものなれば、恰も建築士が時日を定めて工事を落成せしむるが如き現象は、到底望み得べきものにあらず、況して國の經濟が許さざるの事情あるをや、然るに如何なる事情の存するかは知らずと雖も、文部省は突然勅令第六十二號を發して、音楽上唯一たる東京音楽學校をして高等師範學校の附屬たらしめ、單に唱歌教師傳習所と變化せしめたるなり。

聞ならく此改革は經費節減の爲め設立せられたる、行政委員會決議の影響なりと、是れ或は繡縫主義に出でたる耶情實的に出でたる耶は吾人の知るによしなきも音樂を以て一種遊藝の贅澤物と見做したる、皮想の考へに出でたるに非ざる乎、若し果して此くの如くんば、太た慨嘆に堪へざるなり、願ふに第一議會には廢校の論さへありしが、結局必要と認定せられたるは、風教上欠くべからざるもの、亦教育の主元なるの故なるのみ、加ふるに第二第三第四の議會をも通過したるの今日、政府自らが消極的の方針を採て、國民の輿望を買はんとするが如きは、實に吾人の好まざる所なり、何ぞ高等中學を廢して其甘心を求めざる、彼れには同種の學校が巍然存立しあれば、國家が別段保護すべきの必要あらざるべし、況んや議會が幾度となく不必要の説を唱へしにあらざるや。

之に反し音樂に至ては今や改革期中にありて、發育せんとするの時機たり、勿論同種の學校が絶無なるに於ては、國家が國家事業として、充分の保護を與ふべきは當然なるのみ、泰西等に於ては音樂

大學は勿論演劇^{ナツ}さへ保護しあり、本朝も古代より音樂寮の存せるは、已に世の知る所なり。

嗚呼東京音樂校をして附屬學校とならしめしは、日本音樂の前途を遮りたり、俗樂をして一層氣焰を吐かしむるの餘地を與へしなり、是れ唯一ヶ年數千圓の故を以て、吾人は年々附屬學校より養成せらるゝ、速成的の音樂教師が、果して良く音樂の眞智を備へて、風教矯正の大任を完了からしむるや否やを疑ふ、獨り疑ふに止まらず、到底本邦音樂を發達せしめ、文物に隨伴せしめ人々の嗜好に叶はしめ、俗樂の跋扈を防滅せしむるの地位に立ち難きを信ずる者也、事過去に屬せり、亦何をか云はん、敢て多數の同志者及帝國議員諸氏に訴へて、第五議會の場裡に本問題の如何を見んとするのみ。

〔音樂雜誌〕第三十四号、明治二十六年七月
(1) 音樂取調掛は明治十二年十月、文部省内に設置された。八年というのは誤りである。

同誌九月の卷頭文でも、東京音樂學校が充分な存在理由をもって設立されたことを指摘し、今回の決定が音樂學校設立の趣旨にそぐわないものであるばかりか、「正樂」の發展を妨げるものであると述べて、この措置の撤回を求めている。

將來の音樂

百足 登

東京音樂學校なる名稱は、一少些事の爲に、一種〇〇説の爲に埋没せられたり、噫……噫本邦人が音樂に注ぐ眼光の鋭鈍は、之に由てトすへき而耳、所謂彼音樂學校は我國音樂の泉源、而して本邦音

樂の普及發達を進むべき發動基点たりしなり、是れに由て將來の音樂が、如何に成り行く可きやは、將に讀者諸君の眼腦に幻ろしに存せるならん。

近頃同校が高等師範學校に附屬せられたる理由てふものを掲ぐるあり曰く

東京音樂學校ニハ元ト二個ノ目的ヲ以テ施設シ來レリ一ハ唱歌教育ヲ施ス事ニハ西洋音樂ヲ移シテ國樂トナス事ナリ西洋音樂ハ目下教授ノ必要ナシサレバ唱歌教育ノミナルヲ以テ高等師範學校ニ附屬セシメタルナリ

と是れ果して東京音樂學校を動かすべきの理由となるや否や、甚た疑はしき事共なり、勿論西洋音樂を抑へて直に國樂となすべき否やに就ては、大に議論のある所にして、吾人亦説なきにあらす、然れ共西洋音樂が本邦音樂に優れる數等なる事は世の認識する所、宮内省雅樂部にも目下吹奏樂を設け、雇外国人エツケル氏をして教師たらしめ、以て彼我兩樂の折衷に吸々たるの今日なり、東京音樂學校とても亦強ち西洋樂の研究のみに止まるを聞かず、況んや東京音樂學校の設立建議書を見るに左の如くあり、

上略惟フニ音樂取調所ハ數年前ノ設立ニ係リ爾來汎ク本邦及西洋ノ音樂ヲ考査シ佳良ノ樂曲ヲ撰定スルヲ以テ職トシ傍ラ音樂生徒ヲ養成シタルモノナレバ今日ニ至テハ既ニ幾多ノ經驗ヲ積ミ進デ一個獨立ノ音樂學校トナルベキノ期既ニ熱セリト云フベシ下略

とあるに於てをや、されば音樂學校が専ら西洋音樂を移して我國樂となすをのみ務めたらんには、是れ當局者其人にして音樂學校自身

の責任にあらざるなり、何故に當局者が本邦音楽の方針を一定せざるぞ、此一定せざる方針の唱歌音楽を未定問題となし乍ら、高等師範學校及び各小學校に應用せしむるは何故ぞ、現に附屬東京音楽學校は、未だ改革の運びに至らざるや知らずと雖も、其程先見卓識者ならば、何が爲に從來の儘を襲用するか。

吾人は斯かる前後踵着の改革を見んよりは、寧ろ先代に朔りて音楽學校設立の趣旨（建議書に基きて立てられたる）を擴張し、一は音楽の専門家を作り、一は風紀の上進を圖り、一は音楽教師の養成せん事こそ希望に堪へざりし也。

今や音楽の改良本源は幻となれり、普及發達を謀る基點は此くの如くなりし、此が爲に蒙むる所の影響果して如何、小學校の唱歌は益其歩を縮め、坊間郷里の邪樂が益威を逞ふし、猥褻なる唱歌が市街に横行せん、何となれば正樂の普及發達の方法は、遅々緩々として彼等の蹂躪に當るに足らざるべく、新音樂の元氣が吾人多數の腦裡に、正樂の眞味を與へ得ざるを以てなり。嗚呼今後本邦人の音楽心が、正樂よりは寧ろ野卑の感情を以て浸潤せられたらんには、感情界に養成せらるゝ道徳心は、如何に成り行くべき乎、さては勢力の大なるものゝ爲に厭服せられ、區々末々其手を拱して自滅するの外あらざるなきか。要するに本邦人は天然特別の音楽心を有しあり乍ら、かゝる野卑に陥いるは吾人社會の罪ありとするも、其大なる責任は、他の管理者養育者が保護の不足なる結果ならずんばならず、我有識者幸に挽回の策あるこそ切望に堪へざる也。

『音楽雑誌』第三十六号、明治二十六年九月

そして「音楽界の一變動」と題する記事においても、このような措置がとられる以上は、東京音楽學校で教育された人に高等師範學校の学力を身につけさせ、「完全無缺の専門教師」とし、卒業後は高等師範學校の卒業生と同等の待遇をしなければならぬと述べている。

みきくことに（第九回）

音楽界の一變動

樂 天子

古人曰く既往は尤めず將來を戒しめよと實に咸言です聞くが如くんば吾東京音楽學校は勅令第六十二號を以て高等師範學校附屬音楽學校として高等師範學校に附屬せられたりとこれ近來音楽界の一變動です如何なる目的にて附屬校となしたるや其趣旨は探知するに由なしと雖も斯の如く確定したる今日となりては亦た何をか云はん唯將來に向て一言を述ぶるのみ此後は音學科（Vocal）も高等師範學校の一専門科として同校生徒の主格を以て教授し養成せしむるに於ては従前の東京音楽學校にて養成せられたる者を同等の學力技能を兼備せる完全無缺の専門教師を得るや難きに非らざるべし然る以上は卒業後人物の價値も等差なきに至るべし彼我の關係に異動の生ぜざる限りは世人か今日の如き杞憂は朝露の如くに至らんか、

『音楽雑誌』第三十六号、明治二十六年九月

それでは時の文部大臣井上毅の意見はどうであったか。氏は東京音楽學校を置いた目的を二つ挙げる。一つは唱歌教育、もう一つは洋樂を取り入れ國樂を育てることである。そして氏は唱歌教育の必要は認めるが、もう一つのための経費を支出することは適當ではないとして、同校を高等師範學校附屬とすることは当然であるという見解を示し

ている。

井上文相の音楽意見

頃日大日本教育記者が同大臣を訪ひ東京音楽學校を以て高等師範學校の附屬となせし事につき音楽教育の前途を縮少せしめし者にあらざるなきかを非難するものあり敢て問ふ閣下か此施設を取られし要旨如何と大臣は微笑しつゝ答ふ

此疑問に答ふるに先だちて先一言せざるべからざるは我國今日の音楽教育上東洋音楽と西洋音楽とか何れか能く我れに適するや否やの問題なり而して今日我國の教育家中此定見の確乎たる者少し現に我が宮内省の如き我國固有の雅樂をのみ用ひられ居るにあらざり然るに從來の東京音楽學校には元と二個の目的を以て施設し來れり一は唱歌教育を施す事、一は西洋音楽を移して我が國樂となすこと是なり徳性の涵養美情の發育上唱歌教育の必要なるは勿論のこと乍ら西洋音楽を移して國樂となすの適否は尙ほ未定の問題なる上は余は此未定問題の施設に向ひて良し其の金額の左まで多からざるものあるにもせよ經費の支出をなすことを欲せざるなり已に同校に於て西洋音楽の教授をなすの必要なくんば其餘の目的乃ち唱歌教育なるものは勿論普通教育の一部にして之を高等師範學校に附屬せしむること當然なるべし

〔音楽雜誌〕第三十六号、明治二十六年九月

高等師範學校附屬時代の校長嘉納治五郎の音楽観は次の記事に示されてゐる。

嘉納治五郎校長と音楽

嘉納氏統轄の高等師範學校の下には附屬音楽學校なるものあり此人亦教育と音楽との關係に冷かなる能はず。氏嘗て人に語て曰へらく

附屬音楽學校、國風音楽講習所、日本雅樂協會等の人々を一堂に集め、最も勇壯なるもの最も悲哀なるもの、最も優美なるもの、この三者の比較奏樂をなさしめ、後ち教育に應用すへき音楽の大方針を決定しては如何、と。氏爾後その言を改めず、近日愈之を實行せんとし、先づ音楽學校職員に向てその意見を問ふ、然るに音楽學校は或る理由を附してその擧の不可なるを答へしと云ふ、所謂或る理由とは何等の理由なるか、吾儕未た之を詳にせずと雖、音楽學校の爲めに大に惜まざるべからず。音楽學校は西洋音楽の奴隸にあらざるべく、亦た日本音楽の仇敵にもあらざるべし、自ら信する處の樂を奏して以て世間公衆に問ふ、是れ果して何等の障害が存す希くは學ぶ處に僻する勿れ。

〔教育報知〕第四一三号、明治二十七年三月

附屬となつて初めての卒業式で主事上原六四郎は一年間を次のように報告してゐる。

附屬音楽校主事上原六四郎氏の報告

當校は明治二十六年六月二十九日勅令第六十二號の結果に依り同年九月十一日より高等師範學校の附屬學校と爲りて稍々組織を變せり然れとも其事業は概ね従前と異なることなし而して昨年九月入學

を許可せるは各自の志願に係るもの十五名又各府縣廳若くは諸學校の特選に係る者七名合計二十二名にして當今本科豫科其他の生徒を合せて總計七十四名なり就中特選生を各府縣に募るの主意たるや目今は尙ほ普通學上音樂の良教員缺乏する時なるに係り尋常師範學校中學校の卒業生又は教育上既に經驗ある者を入學せしめて其の闕を補ふに在り兩三年間の經驗に係るに頗喜ふるべき結果あるか如き故に來る九月も亦例に依りて此種の生徒をも募集することとせり本年は師範部に卒業すへき者なくして本日卒業證を受領すへき者は皆專修部生にして其數六名なり内「ピヤノ」専門の者女四名「バイオリン」専門の者二名内一名男生なり豫科卒業生は十八人内男十三名女五名なり

本學年中學科諸規則等の變更は豫科生入學の試業課目を改正して稍々其程度を高くせると新に小學唱歌講習科と云ふ一科を設けたるとに在り從來豫科生の入學程度は高等小學科卒業以上の學力ある者とし其旨とする所は入學試業を容易にし成るべく耳官指手の柔軟にして教化し易き弱年者を募集するに在り此事たる今後とても音樂の熟達を期するには必要なる事柄なりと雖も實際は然るを得ず幼弱にして入學する者多からず男子に於て殊に然りとす隨て入學者學力も自然に入學程度より高き現狀なり加之一昨年來實施せる文學の變更に依りて在學生徒に相應なる學問の素地あるを要するのみならず當校の卒業生は概ね諸學校の教職に従事するか故に其品位上より考ふるも獨り音樂に係る技術のみならず少しく教育ある者たるへきは論を俟たざるなり是れ本學年に於て入學の程度を稍々高くせる主旨にして來る九月より此程度に依りて募集することとせり又新に小學唱

歌講習科を設けたる所以のものは當校に於て從來授業法の設なきにあらされと其結果は猶ほ望む所あるに依り今回該講習科を設けて一には最終學年の生徒をして實地に授業を擔任せしめ當校教官之を監督し以て授業法練習の足らざる所を補ひ又一には僅々一箇年の課程に依りて小學用の唱歌樂器の練習及音樂理論の一斑を授け以て目今世間に不足せる小學校唱歌科に適當なる教員を養成するに在り尤も小學校とても成るべく且つ他科の教員を同様に採用するを望むと雖も方今の事情猶ほ許さざるべく且つ他科の教員と同様に教育上一般知識あるを要するを以て該科に入學すへき者は既に教育上相應の資格ある者即ち教員免許狀を有する者に限り是れ亦來る九月より實施する見込を以て既に其募集に着手せり以上本學年に於ける當校事業の大要なり

〔音樂雜誌〕第四十六号、明治二十七年七月

このように、附屬となつて教員の養成に力が注がれるはずの音楽学校であったが、その事業内容に格別の変化はなく、また偶然にもこの年は師範部の卒業生がいなかった。

次に二十九年七月十一日の卒業式における加納校長の告辭と牧野文部次官の祝文を挙げる。ちなみにこの年の卒業生は専修部が十三名、師範部は七名であった。

加納校長の告辭

本日を下し本校生徒卒業証書授與式を舉行す朝野の紳士貴女各位の貴臨を辱くす本校の先榮何ぞ之に過ぎん

諸子は幾多の歲月本校に在りて刻苦淬礪能く生徒たるの本分を守

り學成り業終へて本日此光榮を荷ふに至れり是れ固より諸子が平素勤勉事に従ひしと本校教授講師の薰陶其宜しきを得たとに由ると雖抑々亦昭代の餘澤に出づるものなれば諸子は將來努力して之が報效を期せざるべからず夫れ教化を宜べ風俗を正すは經世の要道なり而して風を移し俗を易ふるは樂より善きはなし諸子は益々學藝を練磨し我國音樂の改良進歩を計り以て教化を助け風俗を正さざるべからず諸子の責任亦實に此に在り

余は此光榮ある式場に臨み諸子の卒業を祝すると共に余が將來諸子に望む所を述ぶること此の如し

牧野文部次官の祝文朗讀

音樂は文明社會の一要素にして以て人心を融和すべく以て風俗を敦厚にすべし音樂の國家風教に關係ある頗る大なりと云ふべし然れども徒に織佻風を成し鄭聲俗を亂すものに至ては宜しく慎重を加へざるべからず我國從來の音樂は輒もすれば卑猥に流るゝの弊ありて充分に社會の風教を扶持するに足らず而して泰西輸入の音樂は頗る聞くべきものありと雖未だ廣く世間の嗜好を喚起するに至らず今日に於ける我國の音樂は尙頗る改良の餘地を存するものと云ふべし

諸君は既に音樂に關する學理と技術とを研修して今や社會に立たんとす其幸榮大なりと雖其責任も亦重しと云ふべし

宜しく小成に安んぜず益々研究の歩を進め西樂の長所を採り我短所を修補し以て我音樂の大成を期するは諸君の如き少壯有爲の音樂家の手腕を假らざるべからず諸君幸に自重して其責任のある所を誤らずんば世道人心を扶植するに足るの國樂を成すに至ること難事に

非ざるべし諸君夫れ旃を勉めよ

〔音樂雜誌〕第五十九号、明治二十九年八月

經費節減という國家經濟の要請により、音樂學校は、突然しかも半ばむりやりに高等師範學校附屬という枠に嵌められることになったのであるが、それはもともと音樂學校自身の自然な方向だったわけではなく、したがって音樂學校の实情に合うものではなかった。實際、附屬時代の音樂學校は、二十七年八月のドイツトリヒ帰国以後、教育關係を中心に内容の充実を図り最大限の努力を続けていた。しかし規模が縮小され事業内容が小ぢんまりとしたものになっていくなかで、その成果も中途半端にならざるをえなかった。またカリキュラムなどの方針にもさしたる変化はなかったよう、そのあたりも非難の対象となった。

二十八年七月に専修部を卒業し、のちに言文一致唱歌の推進者として知られることになった田村虎藏の文章は、当時の混迷状態に陥った音樂學校と、一貫性を欠いた音樂教育の実態を浮き彫りにしている。

教育的音樂學校と樂器統一説

田村 虎藏

故井上大臣、一度文部の椅子を占められしや、俄然一訓令の下に、我が東京音樂さして僅に餘命を高等師範學校の附屬に繋ぐに至らしめたり、當時吾人は共に其の措置を悲嘆したりしも、其も故井上大臣は、當時の教育卓見家として普く世に知られたりし人なれば、此の訓令を下したる、素より輕々の斷案にあらずして、深く職由する處ありてなるべしと、吾人は兎に角に敬服し來しなり、

今や我が東京音樂學校は高等師範學校の附屬校となり、茲に星霜を重ねること四、五、尙校則は依然として舊の如く（小學唱歌講習

科を加へ、此の他多小の參酌あるを見れど、其の大体に於ては)教育の方針、亦從ひてさしたる變動あるを聞かず、吾人聊か怪訝に堪へざる者あり、夫れ東京音樂學校と云へば、内容は偕て措き、外觀上既に一箇の専門學校なり、非教育的教授を施すべき所なり、故にこれが校則に徴するも、其の生徒養成法に就いて、緊要なるものは、専修部、師範部の二部にして、前者は専門の音樂家を作るを目的とし、年限を四個年とし、後者は音樂教師養成を目的として其の年限を三個年となす、而して又前者は技術に重を置き後者は教才に重を置き、尙兩者共に卒業生をして研究科生たることを得せしむ、是れ特志者に向ひて益々進みて其學術技藝を練磨すべき餘地を與へたるなり、此の如きは蓋し専門學校の特性にして理の當さに然るべき所なり然り而して高等師範學校の附屬と云へば既に一箇の教育的學校なり、教育的教授を施すべき所なり、吾人は實に斯くあるべき道理なりと信ずるものなり、世人或は曰はん、音樂學校をして高等師範の附屬となしたるは、單に其の一箇人の費用を節減したるのみにて、其の内部に於ては些の變動あるなりと、予思ふに縱し其實其の内部に於て變動なしとするも既に其の体面上普通教育の淵源たる高等師範學校の附屬と云ふ上は最早専門學校にあらざるは論を俟たざるなり、然るを況んや故文部の意旨もこゝにありきと云ふをや、果して然らば從來の音樂學校々則は、茲に大革命を加へざるを得ず、教育の方針亦應に一變せざるべからず、若し否らずして從來の儘施行せんには世人は普通か、専門か、其の歸着すべ所に惑ひ、延びて其の進路を妨碍して、斯道發達の樞機を誤るものあらむとす、言ふ心は畢竟、地方音樂教授者を待てる我が國情は、豊富なる

音樂志想を保ち健全なる技術を得たる音樂教育者なりと信ずることなり 吾人は斯る誇大の言を吐き、奇語を列ねて公上を罵倒せんとするものにあらず、而も行く／＼は悟領し得ん、過去素より追ふべからず、既往亦咎む可からずと雖、前車の覆る様を見て、後車の戒鑑となさむがため、實に吾人の實歴に徴して、左に少しく開陳する所あらむとす、最も從來音樂教師養成法の不充分にして即ち前項の如き音樂教育者の少なきが爲め、我が國教育界上に數多の困難を感ぜしめて、甚だしきは某地方の如き音樂の不必要をぞ唱へしむるものあるに至らしめたる、其の源^源因は實に種々ありて、其の間に蟠れる事情も亦頗る錯雜なりと雖、其の中最も重大の原因として見るべき一は、地方教授上採用せる樂器の統一せざる事なりとこゝに導火綿を伏設し置かん

一昨乙未の年は、其も如何なる厄年なりしか、天吾人に研學餘裕の時間を籍さず、忽然一家の大災難に遭遇せしめ、空しく東天を怨みて故郷には歸らしめぬ、一寸時家事上の故を以て、難波に向ひしは、八月中旬なりけり、始めは二三週日餘滞在の豫定なりしが、家事大に抄取り、僅かに其の半週日間に事終へにければ日頃の宿念油然として起り、こゝに近縣音樂の景況を視察せんとて大坂、兵庫は言ふも更なり、福井、滋賀を迂回して、歸路香川、岡山、鳥取等を經て各縣の師範學校及び小學校を訪ひ、懐かしきわが同窓の友に、或は其の當路者に會して、斯道教育の如何に就き、或問或答、交々至りき、喜ぶべきあり、悲しむべきあり、怨むべきあり、驚くべきあり、一顰一笑、此の間得る所も亦尠少なからざりしなり、而して其の劈頭第一に吾人の注意を惹きたるは音樂科程度の差異にぞあり

ける、等しく一校必須の一科目としてこれを課しなから或縣に於ては單音唱歌すら完全に謠ひ得ざるあり、又某地方に於ては爽快なる進行曲を奏し得る生徒あるに、其地方に於ては、文部省編纂の單音唱歌曲さへ未だしきあり、如斯不調不整理なる學科、復た他に於て是れを見るを得べしやはこれ蓋し一大因由なる可からざるなり、抑も音樂科は新設實施以來、日尙ほ淺きものとて、各府縣の之れを課したる時日にも大に遲速あらむ、又耳新しき西洋樂の地方人種の感情に適應せると否とによりて、多小の進不進もあらむ、然れども之れ等は只一の小妨碍にて、其の重なる原因は誠に斯道教育者の技倆何如によりしなる可し、若し切言せば其の各自修得樂器の統一せざりしに歸せずんばならず、今試に某縣當路者との問答中の一節を左に掲げん

某氏曰はく、教育上に採用すべき樂器は、風琴、洋琴、ヴァイオリンの中、何れをか良しとなすべき、又これ等の統一はなきかと、余答へて曰はく、右三種の樂器は共に教育上に採用せられたる樂器にして、何れを良しともわき難きなり、即ち各々其の器に巧なる人は何にても然るべしと思惟せり、又樂器統一の事別に確たる規定あらずと、某氏曰はく、されども此の各器を比較して、其の利害を講究し、之れを一定する能はざるかと、余曰はく、然り、各器何れも其の利害ならずや、但し我が國教育上、經濟上、普及を望む點より云はば余は風琴を以て最も教育上に適當なる者なりと思ふと、某氏曰はく、此の事に就いては我が縣下教育上、大に困難を來せし事あり、今其の一例を擧ぐれば、曩に奉職せし某氏はヴァイオリン奏者なりしが、教育上の樂器は、該品最

も適當なりと賞揚して、生徒には一般にヴァイオリンを練習せしめられたれば縣下到處の小學校にも、皆僅々の校費を割き以てヴァイオリンを購求したり、然るに一朝某氏去りて他の新教師を迎ふるや、氏は風琴奏者と見え、大にヴァイオリンを駁撃ち、教育上の樂器は、風琴に若くはなしと、頻りに縣下に吹聴したり、樂に疎き吾が輩、こゝに迷路に立ちしのみならず、縣下各小學校に於ても、大に疑を抱き、何れか是、何れか非なるを辨知し難く、教師の交代に連れて使用の樂器迄を變更し、一旦僅々の校費を割きて買入れしをば今は無用の廢物となり、復た新たに風琴を購入せざるを得ぬ状態に陥り、爲めに我が縣下教育上、一大妨碍を生じたりき、故に敢て一問せしなりと、余點然答へむに辭なく、嗚呼さもありにしか、其は嘸困却を感せられしならむ云々と

右の問答を讀まむ人、誰が其の不都合に驚かざらむ、誰か其の不届者なるに嘆息せざらむ、然りと雖も、深く既往音樂教育の状態を懷顧し、其の裏面の事情を観察すれば、此の如き事あらば、理の當さに然るべき所にして、決して怪しむに足らず、寧ろ憫然の至なりと謂ふべきなり、原此の科は新設のものとして、其の當時教師に乏しく、一時に多數の需要ありて、充分之れが供給に應ずる能はざりしかば、各樂器専門の士女、相當の待遇を得て、職を師範、中學等に奉ぜしより、風琴を脩めしむるものは、ヴァイオリン(ヴァイオリン)の運用を知らず、洋琴を習ひたるもの、又風琴を奏し得ざれば、位置上、信用上、止むなく自己修得の樂器を賞揚し、未だ修得せざる樂器は之れを排斥し、遂に前問答の如き不都合の結果を來したるなるべし、されば是れ等の地方にては斯道の發達斯上なからぬ障碍を蒙りたるに

て其の當路者の如きは、新斯教授上の困難は斯程迄にあるべきか、はた之れを小學校に用ゐて果して効果ありや否やと迄質問せられたるものありき、

(以下次號)

(承前)

畢竟するに、地方教育上音樂の位置は、各學科の下位に立ち、恰も當局者をして持て餘しものゝ如き感あらしめたるは事實にして、從ひて其の意外にも發達し居らざる事は、各地方に奉職の學友諸君が、時々其の機關雜誌上に報導せられし事實に徴しても明白なり、是れ等の事實に鑑み、是れ等の情實を目撃したる吾人をして、我が國情は實に左の數語を世に紹介せしめたるなり、讀者幸に座上の空論と同一視するものを許す勿れ、

從來の音樂學校々則を改正して、專修部、師範部の名義を廢し、以て同一名義の下に、年限を豫科本科併せて四個年以上に定め、(註此の年限に就きては別に意見あれど、其はこゝに要なければ省く) 専ら教育的教授を施し、而して教育上使用の樂器は之れを統一せられて(註其の風琴に統一すべきことは次に述べたり) 他は副とし課して只其の運用法と使用法とに止め、斯くて所謂完全なる音樂教育者を養成せられたき事(註但し時に己人の特性に從ひて參酌すべき特例は之れを次に述べたり)

と、これ實に吾人滿腔の熱血を濺いで、賢明なる當局者諸公に切望して止まざる所のものなり、蓋し之れ我が國家が要求する自今の大急務にして、而も重大の問題たるべしと確信せるものなり、余在京中、某當局者は嘗て師範部專修部の區別を全廢せんとする意見を披陳せられし事ありきと覺ゆるに、未だ其の實行を見る能はざる

は、吾人大に遺憾となす所なり、當局者には此の際一大鋭斷を以て其のこゝに出でられん事を重々謹みて懇望せんと欲するものなり、

元來樂器統一の事は、文部省令に於て明かに指定する所もなく、加ふるに前陳音樂者の弊害を以てしたれば、地方教育上大に其の發達を害し、當路者亦五里霧中に彷徨せるもあれば、是れ目下の最も緊要なる事なりと信ず、然らば即ち從來教育上に採用し來りし三個の樂器(琴風、ヴァイオリン、洋琴)中何れに之れを一定せしむべきか、洋琴かヴァイオリンかはた風琴か、蓋し是れ等三個の樂器、皆共に教育的優良なる樂器たるべしと雖、又此の間豈に多少の得失なからむや、吾人は今我が國生活の程度に鑑み、樂師養成の難易に基き、専ら普及を望み得る方面よりして、下に之れを論斷するらむとす、且つ其れ尋常師範學校は、地方普通教育の淵源にして、小學教育を掌る者なれば、師範校生徒を教養せんには、まづ小學校の事を念頭に置かざる可からず、而して師範校と小學校とは、經濟の大小に於て非常の徑庭あれば、師範校に於て購入し得べき樂器も、必ずしも小學校に要め得べきにあらず、又師範校生と小學校生とは其の年齢に於て大に差異あれば、師範生に忽ち傳習し得るも、必ずしも亦小學校生徒に傳習し得べきに非ず、是れ等諸般の點より爾來教育に採用せられたる、ヴァイオリン、洋琴、風琴の三器を比較し、以てこの統一説を結はむとす(以下次號)

記者曰はく、人各持論のあるあり、而して必ずしも同じからず、亦必ずしも正ならず、只其の介抱する所を發表し、彼是對照研磨して始めて世の輿論こそは作らるゝものなれ、本論の如きも記者

固より別に所論なきにあらざる、今は只同氏の説けるがまゝに任じぬ、讀者幸に之れを諒せよ、

(『おむかく』第七十一号、明治三十年七月、同第七十二号、明治三十年八月)
(なおこの文は結局ここで終っている。)

また存廢論争のところですでに登場した外山博士は、音楽学校について「アレハ速に獨立させて充分金も與へ是非教師を歐洲から迎へて、澤山の技術家を養成しなければならぬ」と再獨立を訴えている。

外山博士音楽談

音楽學校の衰微は、争ふ可らざる事實である、音楽取調掛以來段々金も遣ひ、色々骨も折つた揚句、是迄の方針を替へて俄に附屬學校に改めて仕舞つたのは、實に惜む可きことだと考へる、當路者はドー思つて居るか知らぬけれど、アレハ速に獨立させて充分金も與へ是非教師を歐洲から迎へて、澤山の技術家を養成しなければならぬ、今日の生徒は往時に較べたなら、屹度成績が悪からうと思ふ、何時迄も同じ人計りが呼物になつて居るやうでは困る、以前は有力な熱心家を頭に戴いて居つたから、學校の仕事がドシ／＼歩を進めたけれど、今日は其人が居らないから逆も發達の仕様がなないのである、

吾輩は日本樂と西洋樂と優劣何れかといふ問題に對しては、和樂よりも洋樂は優つて居ると斷言する、其理由は説明を要せぬと思ふ、洋樂は將來は大に流行するに至るであろう、然し其れ迄に餘程の年所を費すのは必然で、是は止むを得ない次第である、去りとして吾輩は決して和樂を輕んずる者でない、義太夫如き者すら世間では

大變ケナス者もあるけれど捨てたものではない、餘程音樂として價値があると考へる、歌の文句が卑猥だとか、淫靡だとか咎める者もあるが、成程同感だけれど餘り障りにはならぬと思ふ、百人一首の「むべ嵐」をむべ山の風と解して居る者が多いやうに、歌ふ者も聽く者も共に其意義を知らず、不都合な句にも別段心付いて居らないのである、然し無論歌詞を改良する必要がないといふのではない、只歌句云々を口實として輕斷するのは悪いと思ふのである、

日本は寰宇の美術國として自分も誇り、外國人も褒めて居るが、音樂に就ては毫も見るに足るべきものがないと思つて居る者もあるが、是は大間違ひの議論である、繪畫とか彫刻とかの美術も外國人が近年頗り賞賛したので始めて自分も氣が付いて、self-confidenceを起したのである、日本は音樂國としても即ち繪畫彫刻等と音樂とを併せて廣義にいふ、美術國として泰西諸國と比し敢て遜色がない、現に多年我國に居つて能く國情を知り和樂を味はつた者は皆日本樂の特色を稱揚して居る、和樂が洋樂と性質を異にするからといふ點で、直ぐに和樂は到底洋樂の足許にも追附かぬと速斷する輩は、我美術が歐洲美術と種々の點で違つて居るに拘はらず、彼と匹敵して優劣を争つて居る事を知らないのである、演劇の大薩摩なんか中々イ、ではないか、文科大學の英文學講師小泉八雲氏(歸化英人ヘルン氏)は非常な觀察家で、日本の事情を述べた著述も隨分ある人だが、警女の門附かどつけは特絶の妙味があると贊評して居る、

又日本人は音樂思想に乏しいといふ者が多いけれど、必ずしもさうではあるまいと思ふ、一體日本人は花を愛するとか月を賞するとか、世界中に自然の美を日本人程好く者は他に其類がない、日本人

が元來斯くの如く高尚な風流心を有つて居るのは、萬國に對して大に誇る可き事だと信ずる、假令今日一層高雅靈妙な洋樂が行はれて居らぬからといつて、輕々しく一概に日本人は音樂を翫賞する心に乏しいと斷言し去るのは不都合である、吾輩は日本人は音樂を愛好する念に富んで居ると認めるのである、

『おむかく』第七十四号、明治三十年十一月

初等教育における唱歌教授をはじめとする學校音樂の低迷を指摘し、教師の方針や教材が徹底していない点を非難する文も現れた。そしてこの著者は、音樂學校に対しても「彼れ音樂學校は學校音樂の上に一定の方針を有する教育行政の下に立つものに非ずや」として教育界への責任を促している。

學校音樂に關する調査會の設立を望む

前川 幸 作

予も亦、現今の音樂事業に對して幾多の希望を懷抱するの一人なるが、別けて其の教育に關する方面に就て最も切實の感を有す。予は、敢て茲に提掲せる題目を以て予の希望の最大至要なるものと爲すに非されとも、目下の情況に於て之を一言するの必ずしも無用たらざるを信す。

予は、斷言せん我音樂事業目下の樞要は、猶ほ教育の方面に存せり、否、存せしめざる可からずと。無論政府の方針も然り又、輿論の聲も然り或は技術熱心家の中には、反對の見解を爲す人尠からざるへしと雖も、願くは、目下の二字に重きを與へて暫時予の舞臺たらしめよ。

今夫れ學校音樂の實況を觀んと欲せば、先づ眼眸を初等教育界に注ぐを要す。其範圍より言ふも其効果よりも見るも、小學校に於ける唱歌教授を指して之を學校音樂の主髓なりとするの敢て過當に非されはなり。

小學唱歌教授の狀況果して如何。予をして忌憚なく言はしめは、多くは是れ技術家の唱歌教授たり。教育者の唱歌教授に至りては、殆んど觀るを得ず。若し人あり何を以てか此酷辭を爲すやと問はゞ予は、枚擧の煩に堪へざる缺點を逐示するの愚を學はんよりも寧ろ實際に一顧せんことを促すこそ却つて正鵠の答を與ふへしと信す。技術家の唱歌教授たり。而も教育者唱歌教授たらざるの源因は、之を種々の事情に於て求め得へしと雖も、教材の撰擇其當を得ざる事。教授の方法其規を具へざる事。教師の識見其任に偕はざる事。これ予が最近最大なる源因として指摘するを憚らざる所。彼の或は、兒童に耳官教養の素なきを謂ひ、或は其俗樂的嗜好を更めしむるの難きを説き、若くは世間か唱歌其物教師其人に重きを置かざるの不理を擧げて以て免責の辭柄と爲さんとするが如きは、抑も未なり。

教授材料の撰擇は、實に教科の目的を達すると否とに關するもの、而も一度實際に顧れば殆んど混沌の状態に在りと言はん。勿論我國樂は、將來果して如何なる樂風に於て大成すべき乎。一般の俗樂的嗜好は、今後如何なる方向を取りて消長すべき乎。舊樂想より新樂想に遷るの難關は、何等の滑車を用ふべき乎。此等の問題に於て世間未だ有力なる意見の發表を聞かざる今日、唱歌科の目的さては、他教科との關係に於てすら一個の定見もなき唱歌教師輩が其

教材を撰擇する方針の十人十色なるは、云ふまでもなく甚しきは、自己一人の方針さへ定まらずして唯、手の觸るゝに委するが如き弊あるは、決して訝るに足らざるなり。

教授法の具備せざる事は、今日の唱歌教授が如何なる状態を以て茲に推移し來れるかを回顧せば、自ら明白ならん。嘗て音樂其物に伴隨して教育界に入りたる當年の翻譯的教授法が爾來何等の研究を蒙り何等の新案を加へられたるの形蹟あるか。却て覺ゆ轉頭十數年の間、其形式は殆んど趣旨を失へるまでに破壊せられ、其教理の幾分は夙く既に陳腐に歸せるものあるを。而して今や纔に其殘骸に被らずに思ひ々々の假裝を以てして紅綠黃白こきませたる様は、實に一種の奇觀とや云はん。

教師の識見其任に借はずとは何の謂ぞ彼等の性行に付ては、世間既に叱咤の聲あり、彼等の技能に於ても亦往々未熟の嘆なきに非すと雖も、殊に其識ること薄く、見るところ卑きに至りては、之を教育の任に借はずと言ふも何の不可あらん。彼等の學に乏しく、理に闇きは、自他共に之を謂ふ。而かも彼等に恥ぢたる色なく世間に怪むの聲なし。曰く我等は、技藝を以て立つ者、何ぞ學理を講ずるの違あらんと。曰く彼等は技藝を以て立つ人。共に學理を語るべきに非ずと。技藝に專なる者の學識に迂なる。或は、古來自然の數なるべし。然かも教育に當るの人にして、教理に闇き誰れか之をも自然の數なりと言はん。教壇に立つ者は、教育者たるべし。此間一個の學者をも畫師をも音樂家をも認むへからず。況して初等教育の如きに在りては、單一の教鞭能く各教科を貫通するに等しき結果を望むか故に、唱歌教師の如き特種の地位に偏し易き者は、一層教育者

たるの識見を失はざるやう注意すへきに、何そや彼等の多數は、恰も自己の教育者たるを忘れしものゝ如く、世間亦、彼等の教育者たるを想はざるか如き觀あるは。

斯く放恣なる教材の撰擇を以て斯く頼むへからざる教授の方法に依り、斯くも信しかたき教師が打揮ふ教鞭の下に一の唱歌教授あるべしやは、唯是れ教室は、音の陳列場たるのみ。會々技術家の唱歌教授あるも斷じて教育者の唱歌教授を觀る能はざるなり。

夫れ此の如くにして而かも一校管理の任に在るもの多く之を默過するか如き迹あるは、何そや。好し不幸にして教養を欠きたる彼等の耳朶には、無益なる音の陳列を識別し得ざるまでも炯々として絲微を分たんとせる彼等の眼底には、争でか不條理なる其教室を映出せざるへき。而して猶ほ「技術の事我等門外漢の嘴を容るへきに非ず、擧げて足下に一任せん」との好辭柄か濫用せらるゝを見れば蓋し彼等は、唱歌教授の全面を批判するの能力なきか爲めに寧ろ之を抛置して己れ責任の外に超然たるを得策なりとするにこそあれ。噫、唱歌教室は、此治外法權あるか爲めに却つて眞正の發達を見る能はざるなり。

學校音樂の主髓たる初等教育界の唱歌教授にして、此の如し。進んで之を中等教育界の狀況に問ふも幾何の軒輊をか見ん。教室教具の整備或は少しく優れるものあるへく、教師生徒の理想或は稍々超ゆる所あるへしと雖も、其教授の實績如何に至りては、茲に同一の筆鋒を再ひするの要なし等しく是れ治外法權の下に其眞相を晦ますに過ぎざるのみ。

現下の學校音樂に對する予の觀測此の如し。是れ或は酷に失せる

ものあらん。然かも大に軌を謬ることなしとせば、予は疑ふ。世の識者が徒に音樂の調和又は、改良などの問題に對して空漠たる論議を放つの外、本邦新音樂事業の根底たり、又目下の樞要たる此教育方面に向て一片の誠情を捧ぐるに吝なるを。嘗て奔流の勢を以て教育界に侵入せる音樂が纔に其榮華を過去の一夢に委して爾來漸く沈淪の状態に在るの源因を探究せんとせば、其採用せる樂風の我國體民情に適せりや否やと云ふか如き廣漠たる問題に付て、無用の論議を爲さんよりは、先つ其施設方法に於て遺算なかりし否やを考慮するこそ至當なるへきに、新作の歌章樂曲は、續紛として降るか如く、吾人の身邊に堆積するに反し、事業の設營、教授の方法に關する明論確說寥として聞くなきは何ぞ。

或は曰く我國樂の大成は、如何にすへき乎。俗曲の弊は、如何に治むへき乎。東に範せん乎、西に摸せん乎。改良乎調和乎。此等の問題にして決するなくんは、教育上の音樂を論すること既に難し。況して其施設教授に關する細説をやと。是れ理なるか如くにして而かも理ならず。我學政は、夙に歌曲採用の方嚮を示し、我教育は、方に一定の針路を進みつゝあるか故に遠き將來は、暫く措き現下方嚮に従ひ其針路を行くに於て充分施設教授の方法を盡すに非ずんは、他日何に據りて其利害得失を論證するを得へきや。

或は曰く、我等は技術に專なる者なり。技術家に經綸なし。學校音樂の事須く之を教育者の手腕に委せざるへからず。我等は只管技を練り、樂を製して以て其需用に應せんのみと。彼等をして眞の技術家ならしめは、是れ光輝あるの言なり。然れども彼等の多くは、其技能より見るも眞の技術家たるべき者に非ず。其職責より言へ

ば、實に教育者たる者なり。而かも平然として此等の言を爲さんか、一般の教育者流は、將に對へんとす學校音樂の事は、特種の技能ある者の銳意計畫すべき所、門外の我等曷ぞ與り知らんと。是れ比較的に道理ある言なり。予をして言はしめば、學校音樂の事固より音樂なき教育者の能くする所に非ず。又學識なき技術家の及ばざる所、二者互に協力依扶して始めて爲すを得べし。而して音樂上の技能あり、且教育上の責務ある音樂教師實に之が中堅たるの覺悟なかるべからざるなり。

教育的音樂の經營を忽諸に付すべからざるや固より論なく、其責任の在する所、亦此の如く明なるに或は事物の緩急を轉倒し、若くは責任の有無を誤了して顧ざるが如きは、實に教育の爲めに憾み、音樂の爲めに恥づべしと雖も、退て一考すれば、獨り之を個人の怠慢に歸すべからざるものあり。蓋し此創設事業に於て未だ是非得失の確論をも認めざる間に處し、一人一己の見識を以て新案を構へ舊模を排せんとするは、凡庸の企及すべからざる事情なきに非ざればなり。故に冷淡無頓着なる彼等樂音教師の心事を警醒するに於ては、毫も假借するの必要を見ずと雖も、現下學校音樂の經營に關する要急は他に得るの外なし果して然らば、之を那邊に得ん歟。予は斷じて其責務の高等師範學校附屬音樂學校に歸すべきを曰ふなり。

彼れ音樂學校は學校音樂の上に一定の方針を有する教育行政の下に立つものに非ずや。彼れ音樂學校は、技術上の目的と教育上の目的とを並持して其責務を盡さんとするものに非ずや。彼れ音樂學校は、老練秀逸なる技術家、教育に經驗ある音樂者、音樂に精通せる教育學者、歌學者を蒐めて多士濟々たるものに非ずや。之に對し

て教育的音樂の經營を責むるも誰れか失當なりと言はん。

予は單に之を彼れの當然たる責務と言ふに止まらず。彼れ自身にも亦大に必要を感じるならんと思惟するなり。試に想へ彼れは、一面に於て本邦學校音樂の本山に非すや。左れば其の天下に教示するところ、確乎たる一定の旨趣なかる可からざるは勿論。又其教門に出つるの徒をして布教上必ず準據する所あらしめざる可からざるに一般教育界は、彼れの旨趣とする所のものを解するに苦み。彼れの布教者も亦往々其方針を一致せざるの觀あるは、蓋し教門の内、未だ具備せざる所あるに因らんか。彼れ豈、必要を感じせざらんや。

予は、此頃の毎日新聞に於て音樂學校將來の經營を汎論するに方り、實に調査事務を以て其一項に擧げたり。今茲に學校音樂に付て特論するに際し考ふるまでもなく亦調査會の設置を以て、彼れか學校音樂の振興に對する第一著歩なりと曰はんとす。

調査會組織の如き、彼れ既に逸物富贍の冀北たり。直ちに以て本體たるに適す。加ふるに普通教育の實際に通曉せる外部の人士數名を以てし、而して之を総理するに公權公命を用ゐなは、決して足るなきを患へず。又其調査事項の如何に至りては、頗る重要な問題にして言若し正鵠を得ざるときは、爲めに却て調査會必要の眞意を傷くるの恐あるが故に、茲に漫言するを好まずと雖も唯、予の確信する點のみを一言すれば、調査の主點を初等教育の上に置く事、教授法考定の事、教科用唱歌集編纂の事、唱歌教師改善の事、別けて切望するは、諸端の調査徒に皮想のみに陥り、形式の弊に流るゝことなく、能く學校唱歌の旨趣を發揮するに足る所のものを立案せん事なり。若夫れ調査の材料を得るの途は、固より之を内外に於てせさ

るへからすと雖も、先づ既往十數年の經歷に就て深く利害の存する所を精査し、而して後必要に従ひ好型を外國に求むるの順序に出てさるへからず。之が爲めに全國の音樂教師を招集して諮問會を開くも可なり。一般教育界に向ひて其所感を徴するも可なり。巡視に依りて報告せしむるも可なり。恰當の人物を歐米へ派遣して其音樂と教育との關係を視察せしむるか如きは、寧ろ必要なりと謂ふへし。然るに世間往々此順序を轉倒し、先づ新案奇例を外方に搜り、而して内、未だ其必要を感じざるに早く之を適用せんとし、若くは事情の基根を異にするをも顧みずして、強ひて施設を試みんとするか爲めに却て其成功を愆ること尠ならず。而して我音樂事業の過去に於ても亦此弊を免れざりき。

調査の結果は、速に之を公示して以て一般に依據する所を得しめ、又一方には其生徒に施して卒業の後社會の實際に於て、親しく眞意の在る所を説明せしむることとせは、大に冷淡無頓着なる彼等唱歌教師を警醒するに足るべく、又一校管理の任に在る者をして、完全に其職責を盡さしむるの便となるべく、隨て音樂唱歌の教室を治外法權の下に置くか如き幻象も消え去るべく、全國同一の旨趣を以て學校音樂を觀るに到らん。

勿論、予と雖も今日調査の結果能く不朽の則を得へしとは信せず。要するに只、茲に進行の一段階を與へ、之を立脚の地歩として更に幾多の實驗を重ね研究を加へ、以て他年の大成を希望するのみ。

今や學校音樂の氣運は、頗る沈靜の狀況に在りと雖も更に其真相を洞見すれば、却て是れ浮華より着實に遷るの好現象なりと謂ふを

得へし。之を抛置に委せんか。乃ち或は容易に回復すへからざるの淵に沈淪せんも知るを得すと雖も今にして大に振興の道を講じたらんには、其結果意外に見るべきものあらん。夫れ然り新案を試むるの好機、舊模を改むるの時期今日を措きて復た何日かあらん。予や徒に曲筆を弄して樂界の不備を摘發せんと欲する者に非ず。一片の婆心止みかたきに出るのみ。嗚呼、有爲の士起きて共に論せよ。笑而不答起着山の閑味は、樂界今日の事と謂ふへからず。

〔『教育時論』第四六五号、明治三十一年三月〕

しかし、附属となつて以来しばらくは發展の道を閉ざされたかに思われた音楽学校も、三十一年四月に入つてからは、上原六四郎の後任として主事の任に當つた矢田部良吉を中心に次第に勢いを取りもどし、新たな進展を見せるようになる。矢田部は、音楽学校を早急に独立させることは無理であるとしても、事業の拡張と内容の充実を図り、外国人教師を招聘し、わが国の音楽振興という大計のためにも教育音楽を重視するとの方針を打ち出した。そして事実、この方針に違わず音楽学校は着々と新たな歩みを始めていたのである。

矢田部音楽学校主事の方針

多年高等師範學校附属音楽学校主事の職にありて、力を盡された上原六四郎氏は、本月四日其職を免ぜられ、理學博士矢田部良吉氏、之が後任を襲がれたるが、今ま氏が毎日新聞記者に語られたる處なりと云ふを聞くに、稍や同校今後の方針も、窺ひ知らるれば、左に録す。

世上往々音楽學校獨立論を唱ふる者あれども、今日の如く生徒數

僅々五六十名に過ぎざる微々たる音楽學校を獨立せしめんは、感情の上に於て既に世人の容認せざる所なるべし。予は、獨立の名は姑らく後るゝとも擴張の實を速ならしめんと欲するもの故に、漸次に同校の内部に改革を行ひ出來得べき丈け經費を増額して、音楽の學理と技倆とを兼有せる外國教師を歐洲より迎へ、以て生徒の學力を進捗せしむると同時に英語を獎勵し、大に文學の研究に力を致さしめて眞正の音楽者を養成すべく、同校が上野公園の一隅に存在する一事は、生徒の通學に支障を與ふること少なからざれば、時宜に依りては、都下中央の地に分校を設置し、生徒の増員を計らんとす、専門家の養成は、固より我國現下の急務に屬すと雖も、日本人一般の聽官を幼時より修養することは、寧ろ音楽振興上永遠の大計なれば予は特に教育的音楽の作振に盡力せんと欲す。

〔『教育時論』第四六八号、明治三十一年四月〕

『明治三十一年度年報』の冒頭「附属音楽學校年報案」の概況には「該校ノ概況ハ前年末ト大差ナキモ社會ニ於ケル音楽ノ氣運高マリシト同時ニ聊カ隆盛ニ赴ク兆候ヲ呈セリ」とある。このような書出しは附属となつて初めてである。そして「本年五月神田一橋通町附属學校構内ノ建物ヲ以テ分教場ニ充テ選科ノ一部及小學唱歌講習科ノ授業ヲ開始シ其授業時間ハ他學校ヘ通學スル者ノ便宜ヲ圖リ午後二時ヨリ八時迄トセリ分教場設置以來入學志望者甚ダ多ク年末ニ至リテハ既ニ滿員トナリ新ニ志望スル者ヲ許可スル能ハザルニ至レリ」と続く。概況の終りまで挙げておこう。「十一月十三日附属小學校ノ講堂ヲ會場トシ第一回試業會ヲ開キ分教場生徒ノ父兄保證人ヲ招集シ分教場ノ實況并ニ授業ノ成績ヲ報告シタリシガ其結果甚ダ良好ニシテ單ニ生徒ノ技術獎勵ノ方便トナリシノミ

ナラズ又同時ニ普通音楽ヲ傳藩スルノ楷梯トナリタリ從來音楽學校ニ於テ種々ノ音楽會アリシニモ拘ラス是等ハ皆奏樂堂ヲ貸付スルニ過ギスシテ該校ノ事業トシテノ演奏會ハ一回ダモ施行セザリシヲ以テ十月二十七日春秋二期ニ一回ツ、演奏會ヲ公開スルノ許可ヲ得十二月四日其第一回秋季音楽會ヲ開ケリ此日招待狀ヲ發シタル賓客ノ外ニ入場ヲ志望スル者非常ニ多ク爲ニ同日午前午後ト二回開演セシカ兩回共滿堂ノ來會者アリタリ

そして實際、五月十一日にはケーベルの雇い入れが実現し、秋からは定期演奏会も始められた(詳細は第九節「外国人教師」および第二卷所収の「演奏会プログラム」参照)。

六月二十日、矢田部は高等師範学校校長となり、二十三日、高等師範学校教授渡邊龍聖が附属音楽学校教授を兼任、主事を命じられた。音楽学校の事業は附属という条件のもとで続けられていたが、しかし経費の面で行き詰まる点も多かったようである。当時の音楽学校評もこれを指摘している。

音楽學校に就ての所感

今を距る五年前、音楽取調掛より變形したる東京音楽學校を廢して、高等師範學校に附屬せしめたることは、井上子の失政として、吾人の記憶に留まる所なるが、爾後、同校は、外國樂師の教鞭を執る者なく、規模益々縮少し、隨て、之に入るもの、多くは、轉頭流落の輩にして、授業の成績愈々悪しく、同校本來の目的として、技術上并に教育上の責務を盡さざるべからざるに拘はらず、教育的經營と技術的研究とを怠り、文部省の直轄學校の列に加はりながら、恰も、治外法權の下に險囑しつゝありて、世間の監視を脱れ居る爲め、弊害宿積して芟除し難く、風紀墮壞して振肅する能はず、曩に現高等師範學校長失田部氏が主事の任に就くや、些額なる經費の範

圍内に於て、銳意改善を計りしも抄々しからず、只同校多年の希望を實行して、分教場を神田一ツ橋外に設け、又名手の譽高き文科大學哲學教師ケーベル氏に洋琴の教授を托せるに止まりしが、先頃渡邊氏主事に進みて、目今其年來の抱負を實地に施さんことに努めつゝある由、夫れかあらぬか來學年より専修部の課程を改めて、「ピアノ」、「ヴァイオリン」、「オルガン」の専門科の外、新に理論、作曲、作歌の専門科を置く計畫ありとぞ开は兎に角、音楽教員の需要乏しきと、同校の衰微甚しくして、先年に比し、顯著なる退歩を來たせることゝは、入學志願者の數をして漸く減少せしむると同時に、年々卒業生の數少きを加へ、本年の如きも、専修部に五名、師範部に二名の卒業生を出せるのみなるに拘はらず、就職の場所なきに困却し居る姿なれば、遠からず中學校長會議あるを幸ひ、全國各中學校に音楽教員を置かんことを勧めて、同校卒業生の需要を増すの外策なかるべしといふ。猶ほ同校生徒現員は、各科合せて四十名に滿たず、其半數は、女子の占むる所に係り、合唱歌の授業にも差支を來たし居れりといふは信か、又外山前文相は、高等商業學校に附屬せる外國語學校と、同校とを、共に獨立せしむる計畫にて、之に要する費額も、來年度の豫算に編入しありたるに、現文部は、之を不急の事業視して、獨立の議を見合せたりと聞く、豈遺憾ならずや。

(天眼生投)

『教育時論』第四八一号、明治三十一年八月

次に挙げる「音楽學校の過去現在及未來」では、「東京上野公園の一隅に最も不幸なる官立學校あり」と、苦境に立たされている当時の音楽

学校について、その歴史にふれながら述べられている。そして将来のあ
るべき姿について、具体的かつ明快な案を示している。

音楽学校の過去現在及未来

坂部行三郎

余は國民教育授業科の全廢に就き、教育税なる新税を累加税率に
より中産以上の公民に賦課するの適當なるを信じ、之に關する調
査意見の寄稿を時論記者に約したるは、昨春四月の事にてあり
き。爾來塵事紛糾、遷延今日に至りて未だ果さず、爰に音楽學校
改革論を草して聊か寄稿の責を塞ぐと云爾。

東京上野公園の一隅に最も不幸なる官立學校あり、文政の中樞機
關たる文部省の直轄學校の列に加はりながら、近數年來當局大臣の
顧る處とならず、小規模小費額、恰も治外法權の下に唵喞しつゝあ
るもの、是れ即ち高等師範學校附屬音楽學校なり。今や校内の空氣
全く腐敗の極に達し、職員生徒の任免進退一に情實に籍らざるはな
し、東台山中、世間の監視を脱せるは、幸か不幸か、弊害は宿積して
芟除し難く、風紀は墮壞して振肅する能はず、路上其醜聲を耳にす
ること屢次なるに至つては、管理者の無能も極まれりといふべし。

國立の音楽學校は、明治十二年十月創めて音楽取調掛を文部省中
に置かれたるに濫觴し、爾來幾多の變遷を経て今日に至れり、十八
年二月音楽取調所と改稱し、十二月大政の釐革と共に再び音楽取調
掛となり、二十年十月に及んで東京音楽學校と改稱し、成績稍々觀
るべきものありき、余は歐化主義の流行に伴へる音楽學校當年の盛
況を想起する毎に、伊澤氏の功勞を謝するの念已む能はず、而かも

故井上文相の淺見なる、些々たる政略的口實の下に、東洋の大帝國
より風教の維持、美性の發揚に關すること深き、音楽學校の獨立を
奪ひ、僅に高等師範學校に附屬せしめたりしは、明治失政史の一題
目として永く後人の記憶に留まるべし。當時同校事業の發達に盡力
中なりし校長村岡博士を逐ひて一校不振の緒を啓きたりしは、抑々
誰の咎責ぞや、一萬數千金を出でざる同校の經費額中より二千金の
校長給を支拂ふの不經濟なるより、文部經費欠乏之餘、事務費を減
じて教務費を増すの方針を執れる折柄、之を高等師範學校の附屬校
に改めたるは、決して過失の譏を享くべきものにあらずと辯ずる者
ありと雖も、余は之を以て意氣地なき當局者が藝術専門の學校を誤
て單に教員養成所たるに止めんとしたるに基因せる一大失策なりと
斷ずるに躊躇せじ、國家の財政上音楽學校を獨立せしむること能は
ずとするも、之を高等師範學校の配下に置くは大なる誤謬なり。借
問す、音楽學校は中學校師範學校女學校の音楽教員養成所たるに安
んずべき耶、否耶、若し其獨立を許さざる事情あらば、寧ろ美術學
校に歸せしむるに若かざるなり。

然れども、熟ら考察する時は、何人と雖も國運勃興の今日、音楽
學校の獨立を許さざる事情なるものは一も存在せざることを發見す
るに苦まざるべし、獨立後の經費の如き、必ずしも深く之を憂ふる
に足らざるなり、假令現在經費額より校長給を支出するの途なしと
するも、兼任校長を置きて獨立の体面を保つを以て得策とすべし、
第一議會に於て衆議院の音楽學校廢止案に對し、當局者は熱心に運
動し、嶋田氏其他數氏にも依頼して漸く復活の効を奏するを得たる
に拘はらず、多少の事情ありしにもせよ、突如其獨立を奪へるは、

責任を重んずる政府の所措として遺憾大なりといふべきなり。上原前主事が、嘉納前校長の自ら爲めにする所ありて、音樂學校の永久附屬を主張せるを排し、獨力の氣運を進めんことに盡力したるが如き、洵に多とすべきところ、却て怪む、矢田部校長（前主事）が口を生徒の少數なるに籍り、獨立の輿論を遏めんとしたりしことを、歲出總額二億金を超ゆる我日本に、一箇の音樂學校すら獨立せしむる能はざるは、蓋し國家の恥辱と謂ふべきものにして、諸官立學校の時運に促されて、漸次舊模を改め來れるに比較しなば、寔に權衡を失せる妄措と見做さざるを得ず。濱尾氏の大臣となるや、音樂學校獨立の議を決せるも、發表に先ちて其任を去り、外山大臣また其獨立と擴張を企て、來年度の豫算に其費額を編入せられたるも、某局長の掌裡に捕捉せられたる前文相尾崎氏が、無經綸なる某氏の議を容れ、獨立の事業を不急視して中止したるは、何等の不明ぞや。

音樂教員の需要乏しきと同校の衰微甚しくして先年に比し顯著なる退歩を來たせることは、近年頓に入學志願者の數を減せしめたると同時に、年々卒業生の數少きを加へしむるに至れるは事實なり、而かも先年に於ても、在學生の數は今日に比して左迄多かりしに非ず、余の希ふ所は多數の庸劣者よりも、少數の俊秀生が、音樂研究の志操堅く、同校に勉學するあらんことにあるのみ。去る二十六年六月勅令第六十二號を以て東京音樂學校を高等師範學校に附屬せしむることを發表してより、外國樂師の同校に教鞭を揮ふ者なく、規模益々縮少し、隨て之に入る者多くは轉頭流落の輩にして、授業の成績愈々惡しく、同校本來の目的として技術上并に教育上の責務を盡さざるべからざるに拘はらず、教育的經營と技術的研究とを怠れ

ることは、少しく同校の事業に注目しつゝある者の何人も首肯する所なり、故に余は、一方には外國樂師の雇聘と共に一大改革を斷行して取調掛を置き、一方には學科程度を高めて入學試験を嚴にし、寧ろ技術家養成を本來の目的となし、在學年限を長うして善良なる卒業生を出だすの方法を盡されんことを望むや切なり。

余の見聞する所に依れば、音樂學校の當事者は妄りに教育的音樂を主張し、之に準據して一般の施設を定むるが如し、嗚呼文部省彼が如く、校の當事者なほ此の如しとせば、音樂學校の獨立と擴張とは能く何の日に於てか始めて決行せらるゝの運に達し得べきか、其れ同校にして教育的方針を執らんか、是れ正しく消極的なり、將た技術的方針を執らんか、是れ慥に積極的なり、消極的か積極的か、今後の方策として其の孰れに従ふの適當なるべきかは、余の判斷を待たずして讀者の既に決定せらるゝ所ならん。若し音樂學校にして教員養成のみを以て甘んぜんか、固より獨立せしむるを要せず、更に現時の規模を縮少して校舎を高等師範學校内に移し、一箇の音樂教員養成所たるに止めしむべし、而かも其本來の目的を遺却し去りて、音樂學校を單純なる教員養成所たらしめんとする當事者にして、獨立を希望する念ありとせば、余は窃に其心事を疑はざるを得ざるなり。

音樂學校の現制に於て、最も怪訝に堪へざる者は、專修部師範部の區別ある一事なりとす、專修部には技能に富める者をして「ピアノ」、「バイオリン」、「オルガン」の内一科を選んで之を學ばしめ、師範部には専門家たる技能なき者に「オルガン」唱歌等他日専ら教員たるに要する音樂知識を授くるのみ、然れども余は授業の實績を

揚ぐるの點より又無用の經費を節するの點より、同校獨立の曉には、專修師範兩部の區別を廢するの適切なるを見る、今後幾年間は教員以外に卒業生の生活問題を解釋すること或は難かるべきも、教育學教授法の如きも、從來と雖も專修部に於ても、師範部と同じく之を生徒に課したりしなり、而して此二部の區別を廢すると同時に、唱歌、理論、作曲、作歌等の選修科を設くべく、又昨秋來雅樂部樂師に囑托して管樂を兼修せしめ居れども、是又「バイオリン」、「ピアノ」等と同様選修科たらしむるの至當なるを認むるなり、蓋し「フリュート」の如き「トロンボーン」の如き「アルトホルン」の如き他の絃樂器樂に比するも、學習の困難は寧ろ是等に勝れるを思へばなり。

帝國大學を初め各官立學校に於て、引續き外國教師を雇用し來れるに鑑みなば、西洋樂研究を主とせる音樂學校にも、外國教師を聘するの必要なるを知るに餘りあらむ、然り、外國樂師は同校に取りて特に必要なり、而して、余の希望する所は、少くも三名以上の洋人を雇用して、特絶の技術家を育成するの途を啓かんことにあり、嘗て音樂學校に教師たりしデットリヒ氏は、澳國の有名なる樂師なりき、而かも彼は最も「パイプオルガン」に長じたれど、諸種の樂器を彈ずるには、巧妙の度を等うせず、否、「パイプオルガン」の備なき同校の音樂教員として、甚だ不充分なりしにあらざるや、故に余は、是非共三四名の外人を聘用し、聲樂、器樂、絃樂、管樂、作曲等各其特長を選んで其教師に任せしめざるべからざることを思ふ者、數名の外人悉く歐洲より遠く雇聘するを要せず、先頃來同校の教務を擔當せる大學教授ケーベル氏の如き、又横濱在留のヤンカー

氏の如き、共に同校教官として充分なる資格あるを認むるなり。又之に伴て樂器并に曲譜の購入は、事業擴張上の要件なるを疑はず、上原氏か主事在任中、些額の經費を節省して數年間の苦心僅に二千金の「ピアノ」一臺を購求したる爲め、他方には構内草刈費にすら窮したるが如き珍話を、重ねて世人の耳朶に觸れしむるが如き情狀にては、實際の改新擴張も覺束なかるべし。其他職員の淘汰も必要なり、生徒の取締も亦必要なり、而して、若し望むべくんば、獨立と同時に、勅任校長を戴かしむべし、开は兎に角余は常に思考す、今日音樂學校に校長たらしむべき者の資格に二種ありと、一は音樂上の知識に富み各般の技術に長ずる者、一は同校多年の歴史と内部の實情に通ずる者、(兩者共に管理の才幹ある者たるべきは勿論なり)是れなり。又研究生中前途有望の者に對しては時宜により相當の學資を補助するの法を立て、其中より優秀の者を選抜して歐洲に留學せしむべし、其人物は可成男子に限り、學成り業積みて歸朝するの前、音樂上諸般の調査を遂げしむるを要す、

音樂學校の改革に關する意見を列舉し來れば概ね右の如し、彼の神田一橋外に設けたる分教場の如きも、獨立の曉に至らば、須らく廢止せざるべからず、分教場に於ける授業の如きは、官立學校の施設として甚だ其措置を誤れるものといふべし、撰科生講習科生の爲めに分教場を置き、而かも無意味に箏曲科を設けて、所謂琴のお稽古を爲さしめ、其生徒の多數なるに誇らんとするに至ては、余は當事者が精神の常覺を喪失せる迹あるを確めずんばならず、更に以上陳述し來れる音樂學校改革に關する考案の要旨を條記すれば左の如し。

- 一 高等師範學校、附屬音樂學校を獨立せしめて、東京音樂學校と改稱すること。
- 一 専門技術家養成を以て目的とすること。
- 一 専修部師範部の區別を廢すること。
- 一 新に管樂、聲樂、樂理、作曲、作歌等の撰修科を置くこと。
- 一 外國樂師數名を雇聘すること。
- 一 諸種の樂器類と曲譜を購入すること。
- 一 學科程度を高め入學試験を嚴にすること。
- 一 在學年限を長うすること。
- 一 研究生に補助を與ふること。
- 一 海外へ留學生を派すること。
- 一 職員を淘汰すること。
- 一 男女生徒を取締ること。
- 一 適任の校長を迎ふること。
- 一 分教場を廢すること。
- 一 取調掛を置くこと。

（『教育時論』第五〇一号、明治三十二年三月）

しかしこのように音楽学校再独立を求める声が高まるなかで、遠藤宏氏によれば、かつて「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」を起した初代校長伊澤修二が、すでに三十一年には、音楽学校再独立に関する建議案を發議し、二十名の賛成者を得て高等教育會議に提出していた。残念ながら、今回、この建議案を正式な書類の形で確認するには至らなかつた。『伊澤修二選集』に収められている建議案も遠藤氏の著書からの引用である。しかしこの建議案が音楽学校再独立への道を開くうえで何らかの重要な

役割を果たしたことは確かであると考えられるため、ここでは遠藤氏の『明治音楽史考』より、解説を含めてこの建議案に関する部分を引用しておく。

このやうな情勢の折、圖らずも音楽学校獨立に關する建議案が高等教育會議に提出された。發議者は伊澤修二會議員であつた。賛成者には、高嶺秀夫、田中敬一、江原素六、大窪實、大谷喜久藏、勝浦頼雄、河原一郎、隅本有尙、杉浦重剛、篠田利英、湯本武比古、井上哲次郎、野尻精一、世良田亮、平山藤次郎、島田三郎、長谷川泰、中澤岩太、澤柳政太郎、木下廣次の名が連ねてある。建議案は次のやうである——

音楽学校獨立に關する建議案

國民の道德を維持し品位を高めんが爲めに高等なる音樂の國民教育上必要缺くべからざることとは遠くは之を内外の歴史に徴するも近くは現在歐米諸國が如何に之れが發達に力むる所あるかを視るも事實甚だ明瞭なり然るに我邦に在ては明治廿六年六月已後本邦唯一の音楽學校は高等師範學校附屬となり其事業日に月に衰頹に傾く者の如し此は是れ外は文明諸國に對する我帝國の面目に關し内は教育上併に治安上の一大缺點たれば速に同校を獨立せしめ大いに其事業を擴張せられんことを茲に建議す

發議者 伊澤修二

賛成者 (上記の人々)

(遠藤宏『明治音楽史考』東京、有朋堂、昭和二十三年、二七二〜二七三頁)

そして念願かなって翌三十二年四月四日、勅令第一一六号により、音楽学校が東京音楽学校として再独立することとなる。次に勅令第一一六号とこれを報ずる記事を挙げておく。

勅令

朕、高等師範學校附屬音樂學校及高等商業學校附屬外國語學校改稱ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

明治三十二年四月四日

内閣總理大臣 侯爵山縣有朋

文部大臣 伯爵樺山資紀

勅令第一百十六号

高等師範學校附屬音樂學校ヲ東京音樂學校ト改稱シ、高等商業學校附屬外國語學校ヲ東京外國語學校ト改稱ス

(『官報』明治三十二年四月五日)

音樂學校の獨立

是亦久しく獨立説囂しかりしが前内閣の際にて柏田嘉納氏等の反對せし爲め決行に至らざりしが、今回上田局長等の主張に依り漸く近日に實行することとなり、校長は勅任とし同時に分教場を廢し其組織を變更して師範部専門部の別を廢し専ら技術家養成を以て目的とし、又本年は海外留學生一名を出し三十三年度よりは外國教師三名を備聘し經費も従來の倍額となす見込なりと。

(『教育時論』第五〇三号、明治三十二年四月)

音樂學校外國語學校の獨立

高等師範學校附屬音樂學校と、高等商業學校附屬外國語學校とは、本月四日の勅令を以て遂に獨立したり。兩校の獨立は、吾等の夙に稱道せし所にして、亦世の教育家の一般に冀望せし所、今回兩校獨立の勅令を見るに至りしは、吾等の大に喜ぶ所のものなり。教育界輿論の結果として、右兩校の斯く獨立したる以上は、當局は之を將來に永續せしめて、當然の功果あらしむべき責任あり、之が爲め今後更に幾多の經營を要すべきは勿論の儀にして、筆舌を費すまでもなし。吾等は唯、今回の獨立を喜ぶと同時に、今後に於ける經營の更に宜しきに適し、校長の撰任、事業の擴張、俱に與に宜しきに適せんことを、冀望して已まざるものなり。

(『教育時論』第五〇四号、明治三十二年四月)